

税の申告はお早めに

2/17 (月)
▼
3/17 (月)

税金は福祉や教育、道路整備など、私たちの暮らしを支えるために使われています。
所得税、町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告相談及び受け付けが始まります。
このページでは申告について紹介します。

所得税及び復興特別所得税
問合せ先 加古川税務署
〒421-2951
ニッケパークタウン本館
(センタープラザ) (P4参照)

◆確定申告が必要な人

- サラリーマンなど主な収入が給与の人でも、次のような人は確定申告が必要です。
 - ① 昨年の給与収入金額が2千万円を超える人
 - ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額が20万円を超える人
 - ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人
- 次の各項目に該当する人は確定申告が必要です。
 - ① 商売など個人で事業を営んでいる人
 - ② 家賃や地代などの不動産所得がある人
 - ③ 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人

◆確定申告をすれば所得税が戻ってくる人

- ④ 先物取引に係る所得がある人
- 毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されているサラリーマンなどで、次のような場合は確定申告をすれば所得税が戻ってくる場合があります。
 - ① 昨年中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
 - ② 病气やけがなどで支払った医療費が10万円が所得の5%を超える場合
 - ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合
 - ④ 住宅ローンなどを利用して、住宅の購入や増改築をした場合

町・県民税

◆申告が必要な人

平成26年1月1日現在、町内に住所があり昨年中に所得があった人は、町・県民税の申告をする必要があります。サラリーマンなどの給与所得者や所得税の確定申告をする人は必要ありませんが、給与所得者でも次のような人は申告が必要です。
① 勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
② 給与のほかに家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

◆申告が必要な人

国民健康保険、後期高齢者医療

● 所得税がかからない人でも、雑損控除(災害や盗難にあつて住宅や家財に損害を受けた場合)や医療費控除などの所得控除がある場合、または、年金を受給している人で扶養控除・社会保険料や生命保険料などの所得控除がある場合は、申告することができます。

● 療制度に加入している人及び介護保険第1号被保険者(昭和25年4月1日以前に生まれた人)は、昨年中に所得がなかった場合でも申告してください。申告がないと、所得が少ない世帯に適用される国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減を受けることができなくなったり、介護保険料の正確な決定ができなくなります。



申告相談会場

〈会場〉コミュニティセンター (役場新館4階)
〈受付期間〉2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く)
〈受付時間〉9:00～11:30、13:00～16:00
※会場の混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。

役場新館エレベーターで4階へお越しください。申告相談は受付番号順に行います。

※譲渡所得(土地・株式等)・事業所得・不動産所得・配当所得・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告の人は税務署が指定する申告会場で、確定申告をしてください(P.4へ)。役場では申告できません。

※営業所得・不動産所得・農業所得がある人で役場で申告される場合は、あらかじめ「収支内訳書」を作成しておいてください。(役場では収支の内容についての指導は行っていません)

※混雑を避けるために下記地区相談日を設定しています。できるだけご自分の地区の相談日にお越しください。なお、ご自分の地区の相談日にご都合がつかない人は、2月17日、24日、3月3日(いずれも月曜日)または3月10日(月)～17日(月)のいずれかの日にお越しください。

地区相談日程表

町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、所得税の申告(昨年中に退職して年末調整を受けられなかった人や医療費控除の申告をされる人)の相談受付を地区相談日程表のとおり行います。

受付番号順で相談に応じます。

(相談受付時間) 9:00～11:30、13:00～16:00
(会場) コミュニティセンター (役場新館4階)

◎年金受給者で個別に申告指導の案内状の送付を受けた人は、できるだけ指定の日時に会場へお越しください。

と き	対 象 地 区
2月18日(火)	蛸草・印東・印西・川北
19日(水)	学校前・野谷団地・上野谷・下野谷・野寺草谷・下草谷
20日(木)	五軒屋・北新田・大沢・千和池・大沢東中新田・三四軒屋
21日(金)	池の内・六軒屋・見谷・七軒屋・八軒屋見谷団地・上新田・上新田高層住宅
25日(火)	六分一・六分一山
26日(水)	和田・幸竹・森安・相の山 和田東山・大池・第五昭和苑
27日(木)	国岡
28日(金)	岡東・出新田・百丁場連合・十七丁国安団地
3月4日(火)	中村・菊徳・北山・金守・昭和苑・下沢
5日(水)	中一色・西和田・岡西
6日(木)	国安・国北・琴池・愛宕・小池前
7日(金)	向山・西山・稲美野荘園

申告会場で申告される方へ

申告に必要なものはそろっていますか

所得税、町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の申告には次のものが必要です。

- 申告書・お知らせがき
- 印かん
- 給与所得者と年金受給者は、源泉徴収票(原本)
- 控除を受けるための証明書(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせまたは領収証、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除申告用の医療費明細書・領収書等)
※医療費控除を申告する人は、事前に「医療費の明細書」を作成しておいてください。
- 営業所得、不動産所得、農業所得がある人は、収支内訳書(収支内訳書はあらかじめ作成しておいてください)
- 所得税の還付申告をする人は、振込先の口座番号が分かるもの

